

清流の国ぎふ森林・環境税

令和9年3月まで期間を延長します

岐阜県では、豊かな森林や清らかな川を守るため、平成24年度から「清流の国ぎふ森林・環境税」を導入し、5年ごとに見直しをしながら、自然環境の保全・再生に向けた取組みを進めています。

自然環境の保全・再生には相当の時間と継続的な取組みが必要であるため、令和4年度以降についても制度を継続することとなりました。

引き続き、県民の皆様、県内の法人の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

・・・・・・・・清流の国ぎふ森林・環境税の仕組み・・・・・・・・

	個人	法人
納税義務者	(その年の1月1日現在で) 県内に住所がある方 県内に家屋敷等をもっている方 ※前年の所得金額が一定の基準を下回るなど、一定の条件を満たす方は非課税です	県内に事務所、事業所などがある法人等
税額(率)	年額 1,000 円	資本金等の額により年額 2,000 円~80,000 円 県民税均等割額の10%相当額(詳細は下記のとおり)
課税の方法	県民税(均等割)に上記の額を上乗せします	
徴収の方法	個人市町村民税と併せて市町村が徴収し、市町村から県へ払い込まれます	法人県民税の申告納付の際に併せて県が徴収します
課税の期間	平成24年度から令和8年度までの15年間	平成24年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度分

税率(法人): 均等割額の10%

■県内に事務所・事業所などがある法人等

資本金等の額	県民税均等割額	清流の国ぎふ森林・環境税額	納付する額
50億円超	800,000円	80,000円	880,000円
10億円超、50億円以下	540,000円	54,000円	594,000円
1億円超、10億円以下	130,000円	13,000円	143,000円
1千万円超、1億円以下	50,000円	5,000円	55,000円
1千万円以下	20,000円	2,000円	22,000円



・・・・・・・・清流の国ぎふ森林・環境税の使いみち・・・・・・・・

既存の税収と区別し、必要な施策のための財源とします。

森林部門

- 環境保全林の整備（人工林の間伐等森林整備）
- 里山林の整備（危険木の除去、バッファークソンの整備）
- 脱炭素社会に貢献する森林づくり【新規】
（造林未済地等での再造林等）
- 教育福祉関連施設木造化・木質化、木製品の導入
- 木質バイオマスの利用促進
- ぎふ木育の推進
- 森林空間の活用促進（観光景観林整備、施設整備、森林空間活用の普及促進【新規】）

環境部門

- 野生鳥獣の個体数管理
（二ホンジカ・カワウ等捕獲、担い手育成、調査研究等）
- 自然生態系の保全・再生
（河川清掃、河川・水田魚道等の整備、モデル的な活動の促進等）
- 脱炭素社会ぎふづくり
（脱炭素社会ぎふを支える人づくり、地域循環共生圏構想の促進【新規】）

共通部門

- 地域活動の促進
（各種団体等が行う森づくり・川づくり活動等支援）

・・・・・・・・お問合わせ先 *8時30分~17時15分（土日・祝日を除く）・・・・・・・・

◎税のしくみについて

岐阜県税事務所 TEL (058) 214-6874
西濃県税事務所 TEL (0584) 73-1111(代)
中濃県税事務所 TEL (0575) 33-4011(代)
東濃県税事務所 TEL (0572) 23-1111(代)
飛騨県税事務所 TEL (0577) 33-1111(代)
総務部税務課 TEL (058) 272-1153

◎税の使いみちについて

林政部 恵みの森づくり推進課
（※R4.4.1~ 森林活用推進課）
TEL (058) 272-8472